

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金取扱要領

この要領は、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、2025年12月26日までとする。

3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出期限前に交付申請額が予算額に達した場合には、2の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

4 補助対象事業者

要綱第4条第1項に規定する補助対象事業者（事業実施者及び共同事業者）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること。
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- (4) リース契約により事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者であること。
- (5) 省エネルギー設備の導入に係る事業をリース契約により実施する場合は、リース事業者ではなく事業実施者が中小企業等の事業者であること。
- (6) その他知事が不適当と認める者でないこと。

5 補助対象事業

要綱第4条第3項に規定する補助対象事業は、次の各号の要件及び別紙の各設備の要件を満たす事業とする。

- (1) 省エネルギー設備及び建築物のZEB化に係る設備等（以下「省エネルギー設備等」という。）は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- (2) 省エネルギー設備等は、補助対象事業者が所有権を取得するものであること。
- (3) 省エネルギー設備等は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- (4) 省エネルギー設備等は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古品でないこと。
- (5) 省エネルギー設備等は、各種法令等に遵守した設備であること。
- (6) 省エネルギー設備等は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- (7) 省エネルギー設備等の導入に係る工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に遵守したものであること。
- (8) 省エネルギー設備等の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (9) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- (10) 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度

の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。

- (11) 6の規定による早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。
- (12) 他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。
- (13) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (14) その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「脱炭素交付金実施要領」という。）別紙2に定められた所定の要件を満たすこと。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱第29条第1項の定めによることとする。

6 早期着手

- (1) 補助対象事業者は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。
 - ア 社会情勢等を鑑みて、特に緊急に事業を実施する必要があるもの。
 - イ 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- (2) 補助対象事業者は、交付決定前に補助対象事業の着手を行う場合は、省エネルギー設備等導入支援事業早期着手協議書（別記様式1）を提出するものとする。
- (3) 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して補助対象事業者在省エネルギー設備等導入支援事業早期着手承認通知書（別記様式2）により通知するものとする。ただし、知事は、補助対象事業者に対し、早期着手の承認が補助対象事業として補助金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に補助金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかねばならない。
- (4) 補助対象事業者は、早期着手により補助対象事業に着手した場合は、速やかに省エネルギー設備等導入支援事業早期着手届（別記様式3）を提出するものとする。

7 補助対象事業の軽微な変更

要綱第8条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備の性能及び数量に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

8 申請書類等の提出

交付申請書、交付申請取下届出書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書、事故報告書、実績報告書、早期着手協議書及び早期着手届は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

9 補助対象事業者の県への協力

県が本事業の適正執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。また、県から二酸化炭素排出削減効果や工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。さらに、県が普及啓発に係る事例として事業者名、事業内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。その他目的の達成のために県が実施する活動に協力するよう努めること。

附 則

この要領は、2023年6月30日から適用する。

この要領は、2024年6月3日から適用する。

この要領は、2025年6月2日から適用する。

別紙

(1) 省エネルギー設備の導入に係る事業（脱炭素交付金実施要領別紙2（2）ウ（チ）に該当する事業）

種別	要件
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの。
高機能換気設備	平時に活用するものであり、次の①～③の要件を全て満たすこと。 ①全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること ②必要換気量（1人当たり毎時30m³以上※）を確保すること ③熱交換率 40%以上（JIS B 8639で規定）であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。
高効率照明機器	調光制御機能を有する LED に限る。 ※調光制御機能を有するLEDとは、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのことを指す。
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの。
コージェネレーションシステム	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

(2) 建築物の ZEB 化に係る事業（脱炭素交付金実施要領別紙2（2）ウ（ソ）に該当する事業）

要件
次の要件を満たすものとする。 ①新築建築物の場合は延べ面積10,000m²未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000m²未満であること。ただし、延べ面積2,000m²未満のZEB Readyは補助対象外とする。 ②環境性能に関する要件 a 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法

律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。

b 一次エネルギー消費量について以下を満たすものとする。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）を使用して算出すること。

(a) 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減すること。

③エネルギー利用に関する要件

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは次のa～dの要件を全て満たすものとする。

a 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。

b 1つのシステムで補助対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。

c 取得データについては、60分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。

d 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。

④建築物省エネ法第27条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。

⑤その他の要件

a 技術や設計手法、コスト等の情報開示について、本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者へのZEBの普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。

b 建築物のZEB化のために実施する高効率照明機器、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備及び未利用熱利用設備の導入については、建築物のZEB化に係る事業の補助対象外とする（高効率照明機器は省エネルギー設備の導入に係る事業の補助対象、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備及び未利用熱利用設備は別途愛知県が実施する再生可能エネルギー導入支援事業費補助金の補助対象）。

⑥補助対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）」の例を参考にすること。

⑦ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省や県に対する必要な情報提供に協力すること。

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業早期着手協議書

年 月 日付けで補助金の交付を申請した下記事業の実施について、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金取扱要領 6 の規定により協議します。

なお、この事業が省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付要綱に基づく補助対象事業として採択されない場合は、事業の施行に要する経費の全額を事業主体等で支弁します。

記

対 象 事 業	☐ 省エネルギー設備の導入に係る事業 ☐ 建築物の ZEB 化に係る事業
対 象 設 備	
事 業 概 要	
補 助 金 交 付 申 請 額	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
早 期 着 手 の 理 由	

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

省エネルギー設備等導入支援事業早期着手承認通知書

年 月 日付けの協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

(条件)

- 1 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、補助対象事業として補助金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業主体等で支弁すること。
- 2 事業着手から補助金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 3 事業遂行のために県が行う指示又は通達を遵守すること。

別記様式3

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業早期着手届

年 月 日付 第 号の早期着手の承認について、下記のとおり早期
着手しました。

記

- 1 対象事業
- 2 対象設備
- 3 事業概要
- 4 事業着手年月日
年 月 日